

厚生労働大臣

細川 律夫 様

平成23年東北地方太平洋沖地震
及び津波災害に関する緊急要望

平成23年 3月31日

岩手県災害対策本部 本部長
岩 手 県 知 事 達 増 拓 也

被災地を対象とした地域医療再生臨時特例交付金制度の創設及び地域医療再生計画の提出期限の延長について

平成23年3月11日に発生した三陸沖を震源とする平成23年東北地方太平洋沖地震は、マグニチュード9.0と我が国の観測史上類を見ない規模の大地震で、東日本各地に甚大かつ深刻な被害を与えました。

特に本県においては、地震によって発生した大津波が沿岸各地に想像を絶する壊滅的な被害をもたらし、被害の全容は未だ判明していないものの、その状況は筆舌に尽くしがたいものとなっています。

これまで国や関係機関等の御協力のもと、応急対策に取り組んできましたが、今後、復旧・復興に向けた対策に移行することになります。

ついては、復旧・復興に向けた対策を推進していくため、次のとおり要望します。

1 被災地を対象とした地域医療再生臨時特例交付金制度の創設

被災地における復旧・復興を早期に実現するためには、生活環境の整備が不可欠であり、特に医療環境の整備は重要であることから、本県をはじめとする被災県に対し、医療環境の早期復旧を支援する地域医療再生臨時特例交付金制度を創設すること。

2 地域医療再生計画の提出期限の延長

壊滅的な被害からの再生という新たな地域医療再生計画を作成する必要があることから、本年5月16日とされた地域医療再生計画の提出期限を延長すること。

新たな提出期限については、今後の復旧状況を踏まえ、本県と調整しながら柔軟に設定すること。